特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
宇土市は、後期高齢者医療に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
宇土市長

公表日
令和5年12月7日

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療に関する事務
②事務の概要	宇土市では、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき、市内に居住する75歳以上の方、65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を、被保険者として管理し、広域連合と協力しながら、後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務、賦課・徴収事務を行う。 具体的には、 ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報を送付する。 ②広域連合より被保険者情報、住所地特例者情報を受領し、登録する。 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し、被保険者証を交付する。 ④広域連合より保険料情報を受領し、期割計算し、納付通知を行う。 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付する。 ⑥普通徴収（納付書払、口座振替）や年金特別徴収（年金からの天引）などの方法により徴収を行う。 ⑦広域連合へ徴収結果を送付する。
③システムの名称	1. 総合行政システム後期高齢者　2. 団体内統合宛名システム　3. 中間サーバー　4. 広域連合標準システム

2. 特定個人情報ファイル名
（1）後期高齢者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1 59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第１９条第８号　別表第２　８２の項 別表第二主務省令　第４３条の２の２ 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民環境部市民保険課
②所属長の役職名	市民保険課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	宇土市市民環境部市民保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	宇土市市民環境部市民保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査　[ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅰ．1．②（事務の概要）	宇土市では，高齢者の医療の確保に関する法律に基づき，市内に居住する75歳以上の方，65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を，被保険者として管理し，広域連合と協力しながら，後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務，賦課・徴収事務を行う。 具体的には， ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報の送付 ②広域連合より被保険者情報，住所地特例者情報の受領し登録 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し，被保険者証を交付 ④広域連合より保険料情報を受領し期割計算，納付通知 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付 ⑥普通徴収（納付書払い，口座振替）や年金特別徴収（年金からの天引）などの方法により徴収 ⑦広域連合へ徴収結果を送付	宇土市では，高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に基づき，市内に居住する75歳以上の方，65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方を，被保険者として管理し，広域連合と協力しながら，後期高齢者医療に係る被保険者資格の管理事務，賦課・徴収事務を行う。 具体的には， ①広域連合へ住基情報・住登外情報・所得課税情報を送付する。 ②広域連合より被保険者情報，住所地特例者情報を受領し，登録する。 ③広域連合より被保険者証発行用情報を受領し，被保険者証を交付する。 ④広域連合より保険料情報を受領し，期割計算し，納付通知を行う。 ⑤広域連合へ期割計算結果を送付する。 ⑥普通徴収（納付書払，口座振替）や年金特別徴収（年金からの天引）などの方法により徴収を行う。 ⑦広域連合へ徴収結果を送付する。	事後	変更は，文言の整理のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	Ⅰ．3（法令上の根拠）	番号法第9条第1項　別表第一の59の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第1 59の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第46条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	Ⅰ．4．②（法令上の根拠）	番号法第19条第7号　別表第二の80及び83の項　（情報提供） 番号法第19条第7号　別表第二の82の項　（情報照会）	（情報照会） 番号法第19条第7号 別表第2　82の項 （情報提供） 番号法第19条第7号 別表第2 80,83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第43条	事後	変更は，文言の整理及び主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成28年8月17日	Ⅱ．1（いつ時点の計数か）	平成27年5月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月17日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成27年5月31日時点	平成28年7月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	Ⅰ．　５．①（部署）	健康福祉部保険課	市民環境部市民保険課	事後	変更は，機構改革に伴う部署名の変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	Ⅰ．　５．②（所属長）	保険課長　村田　裕成	市民保険課長　藤本　勲	事後	変更は，機構改革に伴う部署名の変更及び人事異動に伴う所属長の変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	Ⅰ．　７．（請求先）	宇土市健康福祉部保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111	宇土市市民環境部市民保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111	事後	変更は，機構改革に伴う部署名の変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成29年5月1日	Ⅰ．　８．（連絡先）	宇土市健康福祉部保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111	宇土市市民環境部市民保険課　〒869-0492　熊本県宇土市浦田町51番地　電話0964－22－1111	事後	変更は，機構改革に伴う部署名の変更のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月25日	Ⅰ．　５．②（所属長）	市民保険課長　藤本　勲	市民保険課長	事後	変更は，様式改訂に伴うものであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月25日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	平成28年7月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
平成31年1月25日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成28年7月31日時点	平成30年12月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年1月6日	Ⅰ．１．③（システムの名称）	１．Acrocity後期高齢者　２．統合宛名システム　３．中間サーバー　４．広域連合標準システム	１．総合行政システム後期高齢者　２．団体内統合宛名システム　３．中間サーバー　４．広域連合標準システム	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．１（いつ時点の計数か）	平成３０年１２月３１日　時点	令和元１１月６日　時点	事前	システムの全面入替え
令和2年1月6日	Ⅱ．２（いつ時点の計数か）	平成３０年１２月３１日　時点	令和元１１月６日　時点	事前	システムの全面入替え
令和2年10月8日	Ⅰ．４①（実施の有無）	［　実施する　］	［　実施しない　］	事後	情報連携を行っていないため，修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月8日	Ⅰ．4②（法令上の根拠）	（情報照会） 番号法第19条第7号 別表第2　82の項 （情報提供） 番号法第19条第7号 別表第2 80,83の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第43条	―	事後	情報連携を行っていないため，修正するものであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月8日	Ⅱ．1（いつの時点の計数か）	令和元年11月6日時点	令和2年9月30日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和2年10月8日	Ⅱ．2（いつの時点の計数か）	令和元年11月6日時点	令和2年9月30日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．1（いつの時点の計数か）	令和2年9月30日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和3年11月5日	Ⅱ．2（いつの時点の計数か）	令和2年9月30日時点	令和3年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年1月31日	Ⅰ．4．①（実施の有無）	実施しない	実施する	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定（R4．6月～）のため，修正するもの
令和4年1月31日	Ⅰ．4．②（法令上の根拠）	―	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2　82の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定（R4．6月～）のため，修正するもの
令和4年1月31日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続	［○］接続しない（入手）	［　］接続しない（入手）	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定（R4．6月～）のため，修正するもの
令和4年1月31日	Ⅳ．6情報提供ネットワークシステムとの接続（目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か）	［　　］	［　十分である　］	事前	情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行う予定（R4．6月～）のため，修正するもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年11月4日	Ⅰ．４．②（法令上の根拠）	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2　82の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号　別表第2　82の項 別表第二主務省令　第43条の2の2 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。	事後	変更は，主務省令の追記のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和4年11月4日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	変更は，確認日の更新のみであり，しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月10日	Ⅱ．１（いつの時点の計数か）	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため
令和5年11月10日	Ⅱ．２（いつの時点の計数か）	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	変更は、確認日の更新のみであり、しきい値判断結果に変更がないため